

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 3 国民健康保険税の賦課に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

石巻市長

## 公表日

平成27年6月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 3 国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務            国民健康保険法等の規定に基づき、資格の管理、被保険者証、高齢受給者証の発行及び統計処理等を行う。            特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。            ①申請書や届出書に関する確認            ②被保険者の資格管理、負担割合等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務            国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、レセプトの管理、高額療養費や療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。            特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。            ①高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認            ②療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認            ③出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認            ④その他保険給付事務に関する確認、統計等</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務            地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。            特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。            ①申請書に関する確認            ②所得・資産の申告書に関する確認            ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p>
③システムの名称	①国民健康保険ユニット
2. 特定個人情報ファイル名	
①国保資格ファイル ②国保給付ファイル ③宛名情報ファイル ④所得・資産情報ファイル ⑤減免・軽減申請情報ファイル ⑥国保特別徴収対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 国民健康保険の資格管理に関する事務 番号法第9条第1項、別表第1の第16,30項 及び 内閣府・総務省令第5号第16、24条 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 番号法第9条第1項、別表第1 第30項 及び 内閣府・総務省令第5号第24条 3 国民健康保険税の賦課に関する事務 番号法第9条第1項、別表第1の第16,30項 及び 内閣府・総務省令第5号第16、24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>1 国民健康保険の資格管理に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第25、26条</p> <p>2 国民健康保険の保険給付に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43項 ・内閣府・総務省令第7号第25条</p> <p>3 国民健康保険税の賦課に関する事務 【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第1、46項 ・内閣府・総務省令第7号第1条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第27、42、44、45項 ・内閣府・総務省令第7号第20、25、26条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保険年金課
②所属長	保険年金課長 鈴木 のり子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康部保険年金課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</span>
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</span>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

